

各種預金等規定の改定のお知らせ

平素は清水銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行は、改正民法（債権法）に対応するため、2020年4月1日より各種預金等規定を改定いたします。なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

1. 改定の内容

(1) 定期預金等の満期日前解約にかかる改定

定期預金の満期日前解約の制限について明確化するものです。

以下は「しみず定期預金規定集」の「共通規定」および「自由金利型定期預金規定」の改定内容となります。他の定期預金関連規定についても同様の改定を行います。

| | |
|-----|---|
| 改定前 | <p>■共通規定</p> <p>2. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに）当店に提出してください。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> |
| | <p>■自由金利型定期預金規定</p> <p>Ⅲ. I・Ⅱの共通規定</p> <p>1. (付利単位、満期日前解約)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第8条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(以下、省略)</p> |
| 改定後 | <p>■共通規定</p> <p>2. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに）当店に提出してください。</p> <p>(3)～(4) (項番をずらしませ)</p> |
| | <p>■自由金利型定期預金規定</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>Ⅲ. I・Ⅱの共通規定</p> <p>1. (付利単位、満期日前解約)</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) <u>この預金を共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および共通規定第8条第2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)</u>は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(以下、変更なし)</p> |
|--|---|

(2) 成年後見の届出にかかる改定

預金者が後見制度の対象となった場合の届出についてはこれまでも預金規定に定めていますが、預金者の後見人等が後見制度の対象となった場合においても届出いただくことを明確にしました。

以下は「普通預金規定」の改定内容となります。他の規定についても同様の改定を行います。

| | |
|-----|--|
| 改定前 | <p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> |
| 改定後 | <p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5) (変更なし)</p> |

(3) 規定の変更に関する改定

各規定の変更時の取扱や周知方法を明確にするものです。

以下は「普通預金規定」の改定内容となります。他の規定についても同様の改定を行います。

| | |
|-----|---|
| 改定前 | <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および第14条第4項にもとづく期間・金額<u>その他は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるもの</u>とします。</p> <p>(2) 前記(1)の変更は、<u>公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるもの</u>とします。</p> |
| 改定後 | <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および第14条第4項にもとづく期間・金額<u>その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知する</u></p> |

| | |
|--|---|
| | <p>ことにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> |
|--|---|

2. 適用開始日

2020年4月1日(水)

3. 改定する各種預金等規定と変更箇所

| 規定の名称 | 民法改正 | | | 当行HPへの掲載 |
|----------------------------------|---------------|-------------|-----------|----------|
| | 定期預金 満期前解約 | 成年後見 の届出 | 規定の 変更 | |
| しみず預金規定集 | | | | |
| 総合口座取引規定 | | ○ | ○ | ● |
| 普通預金規定 | | ○ | ○ | ● |
| 普通預金(決済用預金)規定 | | | ○ | ● |
| 総合口座(決済用預金)取引規定 | | | ○ | ● |
| 貯蓄預金規定 | | ○ | ○ | ● |
| 納税準備預金規定 | | ○ | ○ | ● |
| 通知預金規定 | | ○ | ○ | ● |
| しみず定期預金規定集 | | | | |
| 共通規定 | ○ | ○ | ○ | ● |
| 自由金利型定期預金(M型)規定〔単利型〕 | ○ | | | ● |
| 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定〔単利型〕 | | | | ● |
| 自由金利型定期預金(M型)規定〔複利型〕 | ○ | | | ● |
| 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定〔複利型〕 | | | | ● |
| 自由金利型定期預金規定 | ○ | | | ● |
| 自動継続自由金利型定期預金規定 | | | | ● |
| 変動金利定期預金規定〔単利型〕 | ○ | | | ● |
| 自動継続変動金利定期預金規定〔単利型〕 | | | | ● |
| 変動金利定期預金規定〔複利型〕 | ○ | | | ● |
| 自動継続変動金利定期預金規定〔複利型〕 | | | | ● |
| 期日指定定期預金規定 | ○ | | | ● |
| 自動継続期日指定定期預金規定 | ○ | | | ● |
| 6ヶ月据置き定期預金「夢工房」預金規定 | ○ | ○ | ○ | ● |
| しみず年金定期預金規定 | | | ○ | ● |
| 積立貯蓄預金規定 | | ○ | ○ | ● |
| しみず積立定期預金規定 | ○ | | | ● |
| 自由金利型定期積金規定 | | ○ | ○ | ● |
| 年金受取ご予約定期預金規定 | | | ○ | ● |
| しみずニュー福祉定期預金規定 | | | ○ | ● |
| <しみず>財形預金取引規定集 | | | | |
| 共通規定 | | ○ | ○ | ● |
| 財産形成期日指定定期預金規定 | ○ | | | ● |
| 財形年金預金規定 | ○ | | | ● |
| 財産形成住宅預金規定 | ○ | | | ● |
| 当座勘定規定(一般用) | | | ○ | ● |
| 当座勘定規定(家庭当座用) | | | ○ | ● |
| 当座勘定規定(専用約束手形口用) | | | ○ | ● |
| 盗難通帳等による不正な払戻し被害に関する預金追加規定 | | | ☆ | ● |
| 休眠預金等活用法に関する規定 | | | ○ | ● |
| しみず<<カード規定集>> | | | | |
| しみずキャッシュカード規定 | | | ☆ | ● |
| ローンカード規定 | | | ☆ | ● |
| デビットカード取引規定 | | | ☆ | ● |
| しみず振込規定 | | | ☆ | ● |
| 貸金庫(保護金庫)規定 | | | ○ | ● |
| しみずマネーポスト使用規定 | | | ☆ | ● |
| しみずダイレクトバンキングサービス利用規定 | | | ○ | ● |
| しみず法人ダイレクトバンキングサービス利用規定 | | | ○ | ● |

| | | | | |
|------------------------------------|--|---|---|---|
| 清水みなとインターネット支店ご利用規定 | | ○ | ○ | ● |
| 清水みなとインターネット支店専用普通預金規定 | | | ○ | ● |
| インターネット定期預金規定 | | | ○ | ● |
| 清水みなとインターネット支店専用定期預金(Bon Voyage)規定 | | | ○ | ● |
| 資金運用セットプラン（投資信託）定期預金規定 | | | ○ | ● |
| しみずプレミアム定期（退職金プラン）預金規定 | | | ○ | ● |
| しみずプレミアム定期（ゆとりプラン）預金規定 | | | ○ | ● |
| しみずプレミアム定期（相続プラン）預金規定 | | | ○ | ● |
| キャンペーン定期預金規定（2019しみず冬CAN） | | | ○ | ● |
| しみず定額自動送金依頼書（お客さま確認事項） | | | ○ | ◇ |
| 清水銀行が実施するキャッシュレス・消費者還元に関する規定 | | | ○ | ◇ |

* 「規定の変更」における☆の規定については、今回あらたに「規定の変更」条項を追加しております。

* 当行ホームページの規定集に掲載されていない2つの規定（「当行HPへの掲載」における◇の規定）について、改定後よりあらたにホームページに掲載いたします。